

## 議会基本条例の遵守請願、再び不採択

### 賛成は10議員に増加、多数派は反対討論なしで議決

明石市議会の議会改革へ向けて、「市民自治あかし」は9月定例議会に「議会基本条例の遵守を求める第2次請願」を提出しましたが、6月議会に続いて今回も反対多数で不採択になりました。ただ、紹介議員は前回の2会派から3会派に増え、本会議での採決も請願に賛成が10議員（未来創造、共産党、市民クラブ、自民党）へと倍増しました。

今回の請願は「議案の審議および採決にあたっては、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、本会議・委員会ともに賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行ったうえで、採決を行うように努めてください」という、議会基本条例に明記された議会審議の基本を遵守するように求めただけでしたが、真誠会（10人）と公明党（6人）が反対し、本会議では反対討論も行わないまま多数で否決を押し通しました。民主連合も、委員会では当初「趣旨採択」を主張したものの、委員長の主導のもとであっさりと反対に転じました。

反対派の会派からは、議会基本条例に明記した「議員間の自由討議」の原則を見直すことを主張する動きも出ており、議会基本条例は施行2年目にして空洞化されかねない情勢にあります。

## 議会改革めざして「市民と議員の意見交換会」

と き	2015年11月17日（火）	夜6時30分～9時30分
ところ	明石市民会館 第3・4会議室	
参加	全議員30名に出席案内状。どなたでも参加できます。	
	資料代	300円

明石市議会は「議会運営の充実・改革」と「市民に開かれた市議会」をめざして議会運営の改革と活性化に取り組み、2007年には「市議会のあるべき姿」「市議会議員のあるべき姿」を策定し、自治基本条例（2010年施行）に盛り込みました。その後、議会活性化特別委員会での協議を経て2013年10月に議会基本条例を制定し、昨年（2014年）4月に施行しました。

施行初年度は全市民を対象にした議会報告会を行わなかったり、議員間の自由な討議による合意形成に努める努力が停滞したことなどから、今年4月の改選直後の6月市議会に「議会基本条例の遵守を求める請願」を提出、議会基本条例に基づく5項目についての実施を求めました。しかし、一部の会派は「趣旨採択」や「部分採択」を主張しましたが、真誠会や公明党は「5項目の一括採択」の採決を主張し、反対多数で請願は葬られました。

市民自治あかしは、自治基本条例と議会が自ら決めた議会基本条例を遵守するよう、議会改革を進める努力を重ねている議員と協力して、粘り強く求めていきます。議会基本条例をテーマとした「市民と議員の意見交換会」は2013年8月にも開催しましたが、新しい状況の中であらためて開催します。

市議会改革の前進をめざして、市民と議員の皆さんが膝を交えて議論する機会となります。市民の皆さんのご参加をお待ちしています。（詳細は市民自治あかしのHPをご覧ください。<http://shiminjichi-akashi.net/>）

# 議論を尽くして合意形成に努める

# 棚上げした市議会

9月議会に提出した「議会基本条例の遵守を求める第2次請願」の請願内容は、以下の通りです。

議案の審議および採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、本会議・委員会ともに賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行ったうえで、採決を行うように努めてください。

請願の審査を付託された議会運営委員会（9/25）では、採択に賛成した会派と議員は「議会基本条例に明記している当然の内容なので、否決する理由は何もない」と主張しましたが、多数派である真誠会や公明党の議員は「議員間討議のあり方は議員のパフォーマンスになる場合もあり、見直しも含めて議会活性化推進委員会で議論中である」ことなどを理由に不採択を決めました。

9/29の本会議では、採択を主張する共産党の辻本議員と市民クラブの永井議員が「議会の説明責任を果たすべきだ」などと賛成討論に立ちましたが、反対議員は一人も討論に立たないまま採決で不採択を決めました。以下の「請願理由」および議会基本条例の趣旨が、見事に“否定”された瞬間でした。

- ① 市民への説明責任を果たすためには、賛否の理由を議員一人ひとりが明示する責任があります。
- ② 現状では、賛否が分かれる議案について「討論」に際して賛否の理由を明確にしないまま採決されることが少なくありません。これでは、市民に開かれた、分かりやすい議会とは言えません。
- ③ 「議員相互の自由な討議を通じて合意形成に努める」ためには、議員一人ひとりが意思表示を行った後、合意形成に努めるべきです。

## 議会基本条例の遵守を求めた「6月請願」の5項目

1. 条例第4条2項は、議会に関する条例または規則で定めるすべての会議の原則公開を定めています。代表者会および議員協議会は、条例等で定められた会議ではありませんが、実質的に重要な調整・協議の場になっています。よって、これらの会議についても原則として市民に公開してください。
2. 条例第4条に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会活動に参加できる方策を具体化してください。請願および陳情の審議に際して請願・陳情者が説明し意見陳述するとともに、請願・陳情者が求めれば議員との質疑、意見交換する場を設けてください。
3. 条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる会合として運営してください。また、議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように開催場所も工夫してください。
4. 条例第24条に基づく条例の検証・見直しは、さらなる議会改革を進めるために、市民参画の手続きに基づいた検証・見直しを行ってください。（もう1項目は、上記の第2次請願とほぼ同じ内容です）

2015年度市議会議決賛否

		請願	請願	請願
会派	議員	議会基本条例6月	議会基本条例9月	安保法案廃案6月
真誠会	井藤圭湊	×	×	×
	坂口光男	×	×	×
	深山昌明	×	×	×
	山崎雄史	×	×	×
	穂原成人	×	×	×
	三好 宏	×	×	×
	辰巳浩司	×	×	×
	千住啓介	×	×	×
	寺井吉広	×	×	×
	林 健太	×	×	×
公明党	梅田宏希	×	×	×
	松井久美子	×	×	×
	絹川和之	議長		
	佐々木 敏	×	×	×
	国出拓志	×	×	×
未来創造	尾倉あき子	×	×	×
	出雲晶三	×	○	×
	大西洋紀	×	○	×
	中西礼皇	×	○	○
共産党	丸谷聡子	×	○	○
	辻本達也	○	○	○
	楠本美紀	○	○	○
民主連合	西川あゆみ	○	○	○
	尾仲利治	×	×	退
市民クラブ	宮坂祐太	×	×	退
	久枝陽一	×	×	退
市民クラブ	永井俊作	○	○	○
	北川貴則	○	○	○
自民党	遠藤恒司	×	○	×
イルスマ	家根谷敦子	×	×	○

注:「退」は退場=棄権